

予算特別委員会資料

令和8年度予算説明書

建設局

目 次

	頁
I 建設局予算の概要	4
II 建設局所管歳入歳出予算総括表	24
III 一般会計	26
1. 歳入歳出予算一覧表	27
2. 歳入予算の説明	28
3. 歳出予算一覧表	32
4. 歳出予算の説明	34
5. 債務負担行為	43
IV 駐車場事業費	44
1. 歳入歳出予算一覧表	45
2. 歳入予算の説明	46
3. 歳出予算一覧表	47
4. 歳出予算の説明	48
5. 債務負担行為	49
V 下水道事業会計	50
1. 予算の概要	51
(1) 総則	
(2) 業務の予定量	
(3) 収益的収入及び支出	
(4) 資本的収入及び支出	
(5) 債務負担行為	
(6) 企業債	
(7) 一時借入金	
(8) 予定支出の各項の経費の金額の流用	
(9) 他会計からの補助金	
(10) たな卸資産購入限度額	
2. 令和8年度神戸市下水道事業会計予算実施計画	56

3. 令和 8 年度神戸市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書	60
4. 令和 8 年度神戸市下水道事業会計予定貸借対照表	61
5. 令和 7 年度神戸市下水道事業会計予定損益計算書	64
6. 令和 7 年度神戸市下水道事業会計予定貸借対照表	66
VI 関連議案	69
第 33 号議案 神戸市駐車場条例の一部を改正する条例の件.....	70
第 34 号議案 神戸市都市公園条例等の一部を改正する条例の件...	74
第 35 号議案 神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例 の一部を改正する条例の件.....	85
VII 報告	89
公益財団法人神戸市公園緑化協会における駐車場料金改定について	90

I 建設局予算の概要

I 建設局予算の概要

<総括事項>

建設局では、「海と山を感じる美しいまちづくり」に向けて、豊かなライフスタイルを実現する自転車利用環境の整備や森林・里山の再生を推進するほか、都心三宮再整備や駅前空間、公園等における公共空間のリノベーションに引き続き取り組む。

また、多様化・激甚化する災害や社会情勢・環境の変化から市民の安全・安心な暮らしを守るため、都市活動の基盤となる道路や公園、河川、下水道等の強靱化を進めるとともに、高温常態化対策にも積極的に取り組む。

<主要な事業の概要>

1. 海と山を感じる美しいまちづくり

(1) 豊かなライフスタイルの実現

①自転車利用環境の整備

【予算額：1,804,412千円(うち令和7年度2月補正291,850千円)】

建設局に「自転車課」を新設するとともに、令和7年11月に設置した「自転車利活用推進本部」を中心に、「子育て世代等のだれもが、安心・安全・快適に自転車を利用できる環境をつくり、豊かなライフスタイルを実現」を基本理念として、「はしる」「とめる」「いかす」の3つの柱を掲げ施策を推進する。

【はしる】

自転車を安全・安心に利用できる自転車走行空間の整備を推進するため、交通量調査を踏まえた整備計画の作成や自転車道整備に向けた国道28号等の調査を実施するとともに、税関線の再整備や生活道路内への走行ルート（矢羽根）表示等、走行空間の面的整備を進める。

また、自転車の利用ルールやマナー、走行空間の利用方法についての啓発活動を実施し、安全・安心・快適な自転車利用環境を実現する。

【とめる】

多様化するニーズに対応した駐輪環境創出のため、駐輪場の増設や収容効率の最適化に向けて調査・設計を行うとともに、次世代型自転車ラック（油圧式2段ラック等）の試験導入を行うほか、管理者負担軽減や利便性向上のため、電磁ロック式自転車ラックの整備を行う。

また、神戸駅において、市内初の地下タワー式駐輪場（兵庫駅側3基）を供用開始するとともに、都市景観に調和した駐輪場整備に向けて、案内サインのデザイン統一や照明改良等のリニューアルを行う。

【いかす】

神出山田自転車道の魅力向上のため、つくはらサイクリングターミナルの改修に向けた設計を行うとともに、自転車の活用による六甲山の活性化に向けて、鉢巻展望台の再整備を行うほか、森林植物園内において、休憩スポットの整備やマウンテンバイクコースの拡張を行う。

また、サイクル&バスライドやシェアサイクル等の普及拡大に向けた調査を実施し、自転車を神戸のまちづくりや観光に活かす。

【はしる】

自転車道
(東灘芦屋線)

【とめる】

駐輪場リニューアル イメージ
(名谷駅前駐輪場)

【いかす】

神出山田自転車道
(つくはら湖)

②まちの緑化

【予算額：690,960千円(うち令和7年度2月補正462,500千円)】

人口減少や都市の成熟、高温常態化等、社会情勢の複合的な変化が進む中で、循環型社会の形成を見据えた地域社会づくりにおいて、緑の果たす役割は大きくなっている。そこで、高温常態化対策として、まちに緑陰を創出する「こうべ木陰プロジェクト」の推進に取り組むとともに、既存の木陰にベンチを設置し、木陰休憩スポットの整備を進める。また、都市としての快適性を高めるため、自然を感じられる植栽(Living Nature Kobe)による都心部における緑化空間の創出や、東遊園地・磯上公園の一体的な管理体制の構築等、都心部における緑化空間の創出を、市民や民間事業者との連携や協賛を得ながら進める。

さらに、成熟した都市として、持続可能な緑の環境を維持していくため、公園等の樹林環境の健全な育成を図るほか、旧玉津健康福祉ゾーンにおいて、新たな公園整備に向け、測量・調査の実施や、基本計画及び整備手法の検討を行う。また、2027年3月開催予定の「2027年国際園芸博覧会」(横浜市)において、本市の高温常態化対策や森の未来都市神戸の取り組み等を広く発信する。

こうべ木陰プロジェクト
(中央区 加納町)2027年国際園芸博覧会 イメージ
(横浜市)

③公園におけるスポーツの推進

【予算額：143,500千円(令和7年度2月補正129,500千円)】

こどもが楽しむことができる公園づくりを推進するため、バスケットゴールや「ボールあそび・できること看板」、フェンスの増設等を行う。

また、西区の高塚公園において気軽にスケートボードを楽しめるよう、スケートボード広場の整備を行う。

さらに、ノエビアスタジアム神戸について、スタジアムの多目的利用促進に向けたピッチの芝生保護対策の検討を行う。



スケートボード広場の整備予定地
(西区 高塚公園)



ピッチの芝生保護対策の検討
(ノエビアスタジアム神戸)

(2) 既成市街地・ニュータウンの再生

① 駅周辺のリノベーション

【予算額：予算額：2,158,338千円(うち令和7年度2月補正263,000千円)】

神戸駅において、駅前広場の設計や地下駐輪場の整備工事を進め、市内初の地下タワー式駐輪場(兵庫駅側3基)を供用開始するとともに、名谷駅や西神中央駅においても引き続き、バスロータリーの上屋改修工事等を進めるほか、各駅前広場等の緑化を推進する。

また、地下鉄長田駅では引き続き、駐輪場や駅前空間の再整備を進めるほか、須磨海浜公園駅ではエスカレーター設置工事に着手する。

さらに、岡場駅においては、駅前広場の再整備に向けた設計を進める。

加えて、六甲道駅や兵庫駅においては、市民参画型ワークショップ等の実施により、再整備に向けた検討を進めるとともに、駅前が変化していく様子を実感し、地域機運醸成を図るために、モバイルプランターやベンチ等を活用した部分的な先行整備に取り組む。



駅周辺リノベーション対象駅【建設局事業】



神戸駅地下タワー式駐輪場 イメージ
(兵庫駅側)

②坂のまち神戸プロジェクト

【予算額：45,000千円(令和7年度2月補正)】

「坂のまち神戸プロジェクト」の一環として、坂道における手すり・ベンチ等について、地域のニーズに応じた老朽箇所の補修や新設、バリアフリー化等の環境改善を実施することで、移動しやすく暮らしやすいまちづくりを進める。

また、坂道の道標設置を進めることで、「坂のまち神戸」としてのまちの魅力を向上させる。



手すりの新設
(垂水区 つつじが丘)

③KOBE公園プロジェクト

【予算額：165,300千円(うち令和7年度2月補正2,500千円)】

新たな関わりによる公園・緑の良好な環境維持を目的に、まず、公園を訪れる目的をつくり、日常的な来訪を促す取り組みとして、「こうべ菜園プロジェクト」や「オープンレンタルスペース」、多世代が集う「拠点公園」の整備を進める。

また、来たついでに気軽に掃除する等、日常利用と良好な環境づくりが繋がる取り組みを進めるとともに、公園・緑での既存活動も含めた様々な営みを「神戸緑縁衆」と称し、活動の見える化を図る。具体的には、デザイン性のある清掃用具、市産材を活用した「緑縁蔵」の設置等により、参加意欲向上と継続的な参加を促す。

さらに、企業との共創の場「神戸緑縁座」を展開し、企業、地縁組織、各種団体、個人が持つ強みを活かした様々な関わり方を構築し、持続的で良好な環境づくりに努める。



こうべ菜園プロジェクト
(灘区 都賀川公園)



オープンレンタルスペース
(北区 つくしが丘公園)



神戸緑縁衆 グッズ (軍手)



箒衆
(兵庫区 湊川公園)

(3) 森林・里山の再生「森の未来都市 神戸」

①森林・里山の再生

【予算額：541,954 千円(うち令和7年度2月補正 70,000 千円)】

神戸市における森林を適正に管理し、災害に強く豊かな森として次世代に引き継ぐため、市域の森林の多くを占める広葉樹林の整備を拡充するとともに、森林資源の利用を推進する。

また、里山広葉樹林における資源利用の拡充に向け、まずは、令和7年度に実施した資源量調査に基づいた里山広葉樹林の整備、伐採木搬出、再生調査等を実施するとともに搬出木を仕分け・ストックするためのヤードを拡充する。

さらに、神戸市産広葉樹の流通を促進させるため、「KOBE WOOD 補助金(仮称)」の創設、「KOBE WOOD 展(仮称)」の開催、新しいKOBEブランド創出を目指す「KOBE 備長炭」実証事業等を実施する。

これらの取り組みを進めるにあたっては、様々な主体が森林・里山の取り組みに参画できるように引き続き「こうべ森と木のプラットフォーム」と共に民間企業連携と人材育成を充実させる。



森林資源の循環

(4) 既存資源を活かした新たな価値創出と循環型社会への貢献

①資源循環「こうべ再生リン」プロジェクト

【予算額：714,778千円】

「こうべ再生リン」の取り組みをより一層推進していくため、東灘処理場（1基目）、玉津処理場（2基目）で稼働中のリン回収設備に続き、東灘処理場において市内3基目の増設を行い、3基で合計300t/年の供給能力とする。回収したこうべ再生リンについては、市内だけでなく新たに市外へも供給し、取り組みの拡大を図る。将来的には、市場の動向を見ながら市内全体で500t/年の生産体制を目指す。



リン回収設備
(玉津処理場)



こうべ再生リンを配合した肥料

2. グローバル社会に羽ばたくまちづくり

(1) 世界からヒト・モノが集まる「新たな国際都市」

①広域幹線道路（大阪湾岸道路西伸部等）の整備推進等

【予算額：3,685,066千円(うち令和7年度2月補正20,000千円)】

阪神高速神戸線や第二神明道路の慢性的な渋滞を解消し、神戸さらには関西全体の経済を発展させるため、ミッシングリンクとなっている大阪湾岸道路西伸部や神戸西バイパス等の整備を推進する。

また、ポートアイランド西地区では、大阪湾岸道路西伸部の沿道において、地域のにぎわい創出につながる地域活性化拠点の早期整備の検討を行う。



大阪湾岸道路西伸部 整備状況
(東灘区 向洋町)



神戸西バイパス 整備状況
(西区 平野町)

②道路ネットワークの強化

【予算額：1,879,880千円(うち令和7年度2月補正469,000千円)】

都市の円滑な交通を支えるとともに、良好な市街地の形成を図るため、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動の基盤となる道路ネットワークとして、須磨多聞線や有野藤原線、玉津大久保線等の整備を推進する。

また、慢性的な渋滞が発生している神戸三木線（西盛口）において、交差点改良等による渋滞解消に向けた対策を推進するほか、神戸三田線において、阪神高速北神戸線料金割引社会実験を継続実施するとともに、小東山6交差点周辺では、引き続きICT技術を活用した渋滞対策を実施する。

(2) 都心の再生と非日常空間の創出

①都心三宮再整備

【予算額：1,460,000千円】

令和8年度は、市役所本庁舎2号館の再整備にあわせ、市役所本庁前地下通路のリニューアル工事をを行うとともに、税関線等の再整備工事を実施する。

また、えきまち空間においては、三宮東交差点周辺の整備工事を実施する。

さらに、神戸空港の国際化により、利用者の増加が見込まれる神戸新交通「三宮駅」においては、既存駅舎の美装化の設計を行う。



市役所本庁前地下通路リニューアル イメージ
(中央区 加納町)



税関線の再整備 イメージ

②神戸登山プロジェクトの推進

【予算額：145,000千円(うち令和7年度2月補正20,000千円)】

「神戸登山プロジェクト」を推進し、市民や来街者が安全で快適に登山やハイキングを楽しめるよう、企業や市民との連携を図りながら、登山道整備や案内板設置を進めるとともに、道迷いの原因箇所への注意喚起看板等の設置を行う。

また、六甲山系における自転車の利用を促進し、神戸のさらなる魅力創出を図るため、森林植物園内(マウンテンバイクフォレスト神戸(モビコ))に整備したマウンテンバイクコースを拡張する。

さらに、旧花と緑のまち推進センターの活用にあたって、民間事業者が提案した「すわやまガーデン」の一部に新たな登山支援拠点を開設する。(令和9年3月開業予定)



マウンテンバイクコース

(森林植物園 マウンテンバイクフォレスト神戸)



すわやまガーデン イメージ

(中央区 諏訪山公園)

③王子公園の再整備

【予算額：4,217,583千円(うち令和7年度2月補正173,140千円)】

公園施設の老朽化や社会環境の変化等の課題に対し、市民の健康増進やスポーツ振興の観点から施設の更新を進めるとともに、誰もが気軽に憩い・くつろげるより魅力的な王子公園にリノベーションするため、再整備事業を推進する。

令和8年度は、緑の広場をはじめとする公園内の施設の設計を行うとともに、立体駐車場や園路の整備工事に着手する。阪急王子公園駅周辺では、駅前広場と公園をつなぐ歩行者デッキ等の整備に向けた設計を行う。

また、王子動物園においては、動物園管理事務所・動物病院の設計を行うとともに、新たな魅力施設である「サバンナゾーン」や「爬虫類館」等の整備工事を進める。



立体駐車場 整備イメージ



サバンナゾーン 整備イメージ

④動物園の魅力向上

【予算額：727,647千円】

動物園に求められている種の保存や社会教育の推進等の役割を果たしていくため、今後より一層、大学や企業等との連携を図り、調査・研究の強化を進めていく。

また、SNSの発信等、様々な機会や媒体を活用して広報機能の拡充を図るとともに、動物の生態や環境問題を分かりやすく解説する講座のほか、開園75周年を記念した特別感のある動物ガイドや剥製を活用した企画展の開催等、イベントの充実に取り組むことで、幅広い層が園内外で学び、楽しめる取り組みを展開する。

さらに、王子公園全体のリニューアルを踏まえ、施設の老朽化に伴う設備更新や令和8年度より新たに動物専門職を設ける等、さらなる動物福祉の向上に努める。



アムールトラ「ミシュカ」来園
(令和7年7月来園)



「第52回サマースクール」実施
(令和7年8月実施)

3. 強靱で力強いまちづくり

(1) あらゆる危機への対応

①道路関連事業

【予算額：4,791,040千円(うち令和7年度2月補正401,000千円)】

大雨や集中豪雨等による道路法面の崩壊を未然に防ぐため、道路防災対策はもとより、抜本的な道路改良事業についても引き続き取り組む。

特に、雨量規制による通行止め等の課題がある国道428号(箕谷北)にてトンネルによるバイパス整備工事を令和8年度も継続して推進することにより、自然災害に強い道路ネットワークの構築を進める。

また、「神戸市無電柱化推進計画」に基づき、引き続き着実に無電柱化事業を推進する。



国道428号(箕谷北) 整備イメージ

②治山・砂防関連事業

【予算額：1,110,485千円】

国や兵庫県と連携して砂防事業等を促進していくとともに、土砂災害特別警戒区域等を含む公園緑地や市有地での斜面对策を計画的に進める。

また、民有地における崩壊したがけや危険な擁壁に対する応急対策助成及び土砂災害特別警戒区域内の住宅等の移転・改修支援制度を引き続き実施する。

さらに、パトロール等による違法盛土の監視・指導及び既存盛土の調査を行い、盛土規制法の適正な運用に努める。



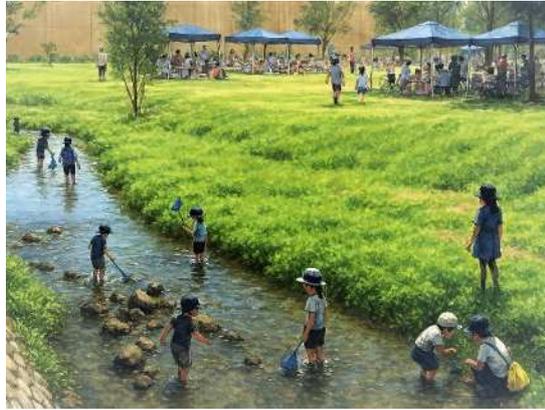
土砂災害特別警戒区域の斜面对策
(兵庫県 天王谷)

③治水関連事業

【予算額：784,929千円(うち令和7年度2月補正60,000千円)】

まちの治水安全度の向上を図るため、妙法寺川等の二級河川では都市基盤河川改修事業を推進するとともに、長尾川・天神川等では、準用・普通河川改修事業により河道拡幅や貯留施設の整備を行う。

また、北区淡河町浦川では、隣接する道の駅淡河とともに地域の交流拠点として機能強化を図るため、子どもたちが水遊びや生き物観察を楽しめる親水空間の設計を行う等、地域と一体となった川づくりを進める。



北区淡河町浦川における親水空間 整備イメージ

④内水氾濫対策等の雨水関連事業

【予算額：3,279,380千円(うち令和7年度2月補正266,300千円)】

施設の老朽化が進み、耐震性能が不足している魚崎ポンプ場について、現ポンプ場を供用しながら引き続き改築更新を進める。

また、「雨水浸水対策基本方針」に基づき、特に浸水の危険度の高い低地盤地区をはじめ優先度の高い地区から順次浸水対策を進めるほか、雨水幹線の老朽化対策を進めるとともに、高潮時に内水圧がかかる雨水幹線の構造強化を図る。



魚崎ポンプ場改築更新事業（第2期）
（東灘区 魚崎南町）



内水圧対策としてボックスカルバートへの改築
（長田区 海運町）

⑤防災・減災意識の向上

【予算額：32,929 千円(うち令和7年度2月補正13,600 千円)】

近年、梅雨入り前より大雨が増加し災害リスクが高まっていることや、令和8年3月よりこれまで市全域で発表していた気象警報が区ごとの発表へ変更されることを踏まえ、毎年全戸配布している「くらしの防災ガイド」に警報発表基準の変更内容を掲載し、3月末に配布する。

⑥建設事務所の新設

【予算額：1,135,707 千円】

市民通報対応の迅速化や防災体制の強化による現場対応力の向上を図るため、北区において、令和9年度の運営開始に向けて新たに2つ目の建設事務所を整備する。



北区における新たな建設事務所 整備イメージ

(2) 市民の日常を守る

①橋梁・トンネル等の安全対策

【予算額：3,410,500千円(うち令和7年度2月補正479,172千円)】

道路法に基づく橋梁・トンネル等の定期点検を行い、発見された損傷箇所を計画的に修繕する等、メンテナンスサイクルに基づく適切な維持管理を行う。

また、緊急輸送道路において、橋梁の耐震化を進めるとともに、路面下空洞調査の計画的な実施による速やかな補修を進める。



橋梁点検
(北区 新坂本橋)



橋梁補修
(兵庫区 高松橋)

②交通安全対策の推進

【予算額：147,000千円(うち令和7年度2月補正70,000千円)】

地域や交通管理者である警察との連携により危険箇所を把握し、歩道整備や交差点改良、防護柵の設置等、現場状況に合わせたきめ細やかな交通安全対策を引き続き推進する。

特に通学路について、教育委員会や警察等と連携し通学路の危険箇所を把握するほか、点検及び対策を行う「神戸市通学路交通安全プログラム」を引き続き実行するとともに、歩行者空間の確保やドライバーへの注意喚起を目的とした路側帯のカラー化を計画的に推進し、通学児童の安全性向上を図る。



路側帯のカラー化
(西区 出合小学校付近)

③樹木の倒木対策

【予算額：1,078,000千円(令和7年度2月補正)】

近年、増加している倒木事故等を踏まえ、公園や道路の安全確保を目的として、令和5～7年度にかけて公園や道路路面の樹木、街路樹の点検・調査を実施した。その結果を踏まえ、倒木の恐れがある樹木の伐採・撤去を行う。



街路樹の点検



倒木の恐れがある樹木の伐採

④道路附属物等のリニューアル事業

【予算額：415,000千円(令和7年度2月補正)】

「見違えるまち」の創出に向けて、駅周辺のリノベーション事業に加えて、景観向上の観点で踏まえた道路附属物（手すり・ガードレール等）の整備や維持補修に取り組む。



手すりの整備前

(須磨区 白川台 (千原歩道橋))



手すりの整備後

(須磨区 白川台 (千原歩道橋))

⑤道路の雑草・河川の流水を阻害する樹木等対策

【予算額：466,500千円(うち令和7年度2月補正254,500千円)】

「建設局雑草対策プロジェクトチーム」の検証結果を踏まえ、景観や視認性の向上および維持管理の合理化に資するよう、市内の主要路線において、中央分離帯と舗装の際や歩道目地等に、目地充填材や防草テープ等を施工し、計画的な防草対策を本格実施する。

また、河川においても景観や治水安全度の向上および維持管理の合理化に資するよう、樹木撤去と土砂浚渫を実施する。

⑥公園施設・街路樹の計画的な更新

【予算額：2,239,271千円(うち令和7年度2月補正371,000千円)】

公園施設の安全を維持しつつ将来の管理コストを低減するため、大型公園施設や老朽化した遊具等の計画的な改築更新を推進するとともに、利用の少ない公園施設や植栽の適正化を進める。

また、街路樹がより健全に生育できる環境や安全で快適な歩行空間を確保するため、街路樹再整備方針(改定版)に基づき、大木化・老木化した樹木の樹種転換や、交通安全上支障のある箇所や狭い歩道等における樹木の撤去等を推進するとともに、緑が必要な場所への植樹や、既存樹木の生育環境改善等、緑の高質化にも取り組む。

さらに、公園のトイレを誰もが安心して利用できるよう、バリアフリー化や美装化等による「公園トイレチェンジアクション」を推進する。



遊具の改築更新
(須磨区 須磨離宮公園)



公園トイレチェンジアクション
(北区 君影台公園)

⑦老朽化した下水道施設の計画的な改築更新

【予算額：6,631,948千円(うち令和7年度2月補正2,470,960千円)】

下水道管路施設については、令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した大規模陥没を受け実施した「下水道管路の全国特別重点調査」を踏まえた保全対策を引き続き進めていく。

また、昭和40年に供用を開始した西部処理場において、西部処理場1系の代替施設となる北系水処理施設等の築造工事を進めるとともに、昭和55年に供用を開始したポートアイランド処理場における改築更新を進める。

さらに、東灘処理場においては汚泥処理施設の改築更新を進めるほか、消化ガスの増量や資源の有効活用による循環型社会への貢献を目的としたバイオマス受入事業を開始する。



ポートアイランド処理場改築
(中央区 港島中町)



東灘処理場バイオマス受入事業
(東灘区 魚崎南町)

⑧高温常態化対策

【予算額：302,200千円(うち令和7年度2月補正85,000千円)】

夏期の高温常態化対策として、公共空間での新技術を活用した日よけ設置による日陰創出の研究・実証を踏まえ、主要交差点の歩道上や公園にスマートシェードやパラソルを設置する。

また、西元町駅のきらら広場において、緑陰やシェードの組み合わせによる日陰の創出やミストの設置、環境に配慮した木質系舗装等の活用により、クールスポットの整備を進めるとともに、その他の歩道においても温度低減が期待される保水性舗装の活用を図る。

そのほか、東遊園地や磯上公園等における「ミスト」・「クールベンチ」の稼働や布引のトンネル湧水を活用した道路散水を引き続き実施する。



スマートシェード
(神戸市役所南交差点)



きらら広場 整備イメージ

4. 対話と参加が進むまちづくり

(1) 市民サービスを高める行政機能の強化

①新技術を用いた道路・公園等の維持管理の効率化

【予算額：31,700千円(うち令和7年度2月補正2,500千円)】

公園や道路における雑草対策の省力化や管理水準の向上に向けて、「建設局雑草対策プロジェクトチーム」の活動を継続し、新技術や若手職員のアイデアを積極的に活用・検証していく。

さらに、職員技術研修所では、研修フィールドやデジタル技術を活用した研修を行うとともに、公共土木工事への3次元データの活用を促進する。



職員技術研修所
ドローンの操縦訓練

Ⅱ 建設局所管歳入歳出予算総括表

Ⅱ 建設局所管歳入歳出予算総括表

(単位 千円)

歳 入				歳 出			
会計別	本 年 度	前 年 度	伸 率	会計別	本 年 度	前 年 度	伸 率
			%				%
一 般 会 計	35,832,584	36,886,130	△ 2.9	一 般 会 計	48,819,288	48,810,206	0.0
駐 車 場 事 業 費	617,469	1,108,720	△ 44.3	駐 車 場 事 業 費	617,469	1,108,720	△ 44.3
下 水 道 事 業 会 計	56,428,745	49,226,609	14.6	下 水 道 事 業 会 計	75,450,021	73,323,950	2.9
収 益 的 収 入	35,880,827	35,844,402	0.1	収 益 的 支 出	36,914,756	35,941,634	2.7
資 本 的 収 入	20,547,918	13,382,207	53.5	資 本 的 支 出	38,535,265	37,382,316	3.1
合 計	92,878,798	87,221,459	6.5	合 計	124,886,778	123,242,876	1.3

Ⅲ 一 般 会 計

Ⅲ 一般会計

1. 歳入歳出予算一覧表

(単位 千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金額	款	項	金額
16	分担金及 負担金	204,460	9	土木費	48,819,287
	1 負担金	204,240		1 土木総務費	5,985,380
	2 分担金	220		2 道路橋梁費	3,514,121
17	使用料及 手数料	5,823,578		3 道路橋梁 整備費	22,197,264
	1 使用料	5,769,026		4 公園緑地費	7,022,160
	2 手数料	54,552		5 公園緑地 整備費	7,922,598
18	国庫支出金	6,899,574		6 河川砂防費	2,177,764
	1 負担金	6,899,574	14	災害復旧費	1
19	県支出金	514,264		1 災害復旧費	1
	1 負担金	335,016			
	2 補助金	179,248			
20	財産収入	819,450			
	1 財産運用収入	441,307			
	2 財産売払収入	370,911			
	3 基金収入	7,232			
21	寄附金	436,038			
	1 寄附金	436,038			
22	繰入金	1,015,487			
	2 基金繰入金	1,015,487			
24	諸収入	376,733			
	4 受託事業収入	14,000			
	7 雑入	362,733			
25	市債	19,743,000			
	1 市債	19,743,000			
	合 計	35,832,584		合 計	48,819,288

2. 歳入予算の説明

(単位 千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
16 分担金及負担金	204,460	228,798	△24,338	
1 負担金	204,240	228,578	△24,338	
2 土木費負担金	204,240	228,578	△24,338	
1 道路整備費負担金	102,014	120,937	△18,923	
2 公園整備費負担金	79,322	92,750	△13,428	
3 河川整備費負担金	22,904	14,891	8,013	
2 分担金	220	220	-	
1 治山砂防費分担金	220	220	-	
1 河川砂防費分担金	220	220	-	
17 使用料及手数料	5,823,578	5,682,074	141,504	
1 使用料	5,769,026	5,679,604	89,422	
8 土木使用料	5,333,160	5,189,943	143,217	
1 道路	3,522,952	3,509,186	13,766	道路占用料等
2 河川	13,045	13,045	-	河川占用料
3 公園	1,183,502	1,059,571	123,931	公園使用料
4 自転車駐車場	613,661	608,141	5,520	自転車駐車場使用料
10 教育使用料	435,866	489,661	△53,795	
5 動物園	435,866	489,661	△53,795	入園料等
2 手数料	54,552	2,470	52,082	
6 土木手数料	54,552	2,470	52,082	
1 宅地造成等許可	2,195	2,470	△275	許可手数料
4 道路	52,357	-		
18 国庫支出金	6,899,574	5,852,476	1,047,098	
1 負担金	6,899,574	5,852,476	1,047,098	
3 土木費負担金	6,899,574	5,852,476	1,047,098	
1 道路橋梁費負担金	-	159,000	△159,000	認証額の10/10
2 道路改良費負担金	2,570,030	2,127,750	442,280	認証額の5.5/10又は1/2
3 橋梁整備費負担金	798,080	671,800	126,280	認証額の5.5/10
4 交通安全施設費負担金	863,230	899,635	△36,405	認証額の5.5/10又は1/2
5 公園整備費負担金	2,009,064	1,211,367	797,697	認証額の1/2

款 項 目 節		本 年 度	前 年 度	比 較	説 明	
	6	河川改修費 負担金	116,500	120,000	△3,500	認証額の1/3
	7	防災安全対策費 負担金	2,500	2,500	-	認証額の1/2
	8	街路事業費 負担金	540,170	660,424	△120,254	認証額の5.5/10又は1/2
19		県 支 出 金	514,264	461,437	52,827	
	1	負 担 金	335,016	361,655	△26,639	
	2	土 木 費 負 担 金	335,016	361,655	△26,639	
	1	道 路 橋 梁 費 負 担 金	191,897	153,562	38,335	認証額の1/2
	2	河 川 改 修 費 負 担 金	102,000	120,000	△18,000	認証額の1/3
	3	治 山 砂 防 費 負 担 金	41,119	88,093	△46,974	補助率2/3以内
	2	補 助 金	179,248	99,782	79,466	
	6	土 木 費 補 助	179,248	99,782	79,466	
	1	害 虫 駆 除 費 補 助	5,413	17,192	△11,779	補助率10/10、7/10又は1/2
	2	造 林 事 業 費 補 助	149,835	82,590	67,245	補助率7/10、10/10
	3	自 然 公 園 等 整 備 費 補 助	24,000	-	24,000	補助率10/10
20		財 産 収 入	819,450	6,579,929	△5,760,479	
	1	財 産 運 用 収 入	441,307	5,638,515	△5,197,208	
	1	貸 地 料	382,783	380,590	2,193	
	1	市 有 林	21,000	18,886	2,114	
	3	一 般 土 地	361,783	361,704	79	一般市有土地
	2	貸 家 料	2,099	1,500	599	
	7	一 般 建 物	2,099	1,500	599	自動販売機設置料
	4	其 他 財 産 運 用 収 入	56,425	5,256,425	△5,200,000	
	2	施 設 命 名 権	56,425	56,425	-	御崎公園球技場、神戸総合運動公園野球場等
	3	出 資 金 返 還 収 入	-	5,200,000	△5,200,000	
	2	財 産 売 払 収 入	370,911	934,525	△563,614	
	1	土 地 売 却 代	368,947	929,000	△560,053	
	1	廃 道 敷	73,511	73,690	△179	不用道路敷売却代
	2	都 市 計 画 用 地	100,000	90,160	9,840	都市計画事業用地売却代
	3	一 般 土 地	195,436	765,150	△569,714	一般市有土地売却代
	3	物 品 売 却 代	1,964	5,525	△3,561	
	4	建 設 局	1,964	5,525	△3,561	不用物品売却代

(単位 千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
3 基金収入	7,232	6,889	343	
1 基金収入	7,232	6,889	343	
7 公園緑地事業等基金	6,636	6,889	△253	預金利子等
71 森林環境整備基金	596	-	596	
21 寄附金	436,038	403,108	32,930	
1 寄附金	436,038	403,108	32,930	
1 土木寄附	436,038	403,108	32,930	
1 公園	436,038	403,108	32,930	公園緑地事業等に対する寄附
22 繰入金	1,015,487	651,552	363,935	
2 基金繰入金	1,015,487	651,552	363,935	
1 基金繰入金	1,015,487	651,552	363,935	
1 都市整備等基金繰入	681,378	408,438	272,940	
2 公債基金繰入	-	-	-	
6 神戸SDGs貢献基金繰入	115,760	70,000	45,760	
7 公園緑地事業等基金繰入	153,349	128,314	25,035	
8 ハーバーランド運営等基金繰入	-	44,800	△44,800	
74 森林環境譲与税基金繰入	65,000	-	65,000	
24 諸収入	376,733	419,756	△43,023	
4 受託事業収入	14,000	14,295	△295	
1 土木事業受託収入	14,000	14,295	△295	
1 道路	14,000	14,295	△295	道路掘削跡管理者復旧等受託収入
7 雑入	362,733	405,461	△42,728	
5 償還金	25,188	19,124	6,064	
20 土木施設	11,604	5,475	6,129	電気使用料等の実費償還金
21 償還金	13,584	13,649	△65	電気使用料等の実費償還金
7 補償金	-	2,826	△2,826	
1 土木施設	-	2,826	△2,826	市有林線下補償金
9 雑入	337,545	383,511	△45,966	
13 建設局	337,545	383,511	△45,966	道路掘削跡自社復旧工事監督料等
25 市債	19,743,000	16,607,000	3,136,000	
1 市債	19,743,000	16,607,000	3,136,000	

(単位 千円)

款	項	目	節	本	年	度	前	年	度	比	較	説	明
	4		土 木 債	19,743,000	16,607,000	3,136,000							
	1		道 路 整 備 債 事 業 公 債	13,828,000	11,342,000	2,486,000							
	2		公 園 整 備 債 事 業 公 債	4,354,000	3,112,000	1,242,000							
	3		河 川 砂 防 整 備 債 事 業 公 債	1,561,000	1,940,000	△379,000							
	6		自 然 災 害 防 止 債 事 業 公 債	-	213,000	△213,000							
			合 計	35,832,584	36,886,130	△1,053,546							

3. 歳出予算一覧表

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
9 土 木 費	48,819,287	48,810,205	9,082	
1 土 木 総 務 費	5,985,380	5,856,889	128,491	
1 職 員 費	5,682,429	5,534,929	147,500	
2 土 木 総 務 費	208,456	230,471	△22,015	
3 防 災 安 全 対 策 費	94,495	91,489	3,006	
2 道 路 橋 梁 費	3,514,121	7,509,846	△3,995,725	
1 道 路 橋 梁 費	2,523,685	6,447,973	△3,924,288	
2 街 灯 費	973,617	1,042,745	△69,128	
3 私 道 対 策 費	16,819	19,128	△2,309	
3 道 路 橋 梁 整 備 費	22,197,264	20,502,761	1,694,503	
1 調 査 費	15,960	75,164	△59,204	
2 広 域 幹 線 道 路 対 策 費	1,066	731,146	△730,080	
3 道 路 改 良 費	10,598,236	8,621,911	1,976,325	
4 道 路 補 修 費	4,334,787	4,123,080	211,707	
5 橋 梁 整 備 費	2,935,328	2,928,490	6,838	
6 交 通 安 全 施 設 費	2,956,113	2,506,570	449,543	
7 受 託 工 事 費	12,740	11,830	910	
8 街 路 事 業 費	1,343,034	1,504,570	△161,536	
4 公 園 緑 地 費	7,022,160	6,342,606	679,554	
1 公 園 街 路 樹 費	3,323,380	3,223,968	99,412	
2 六 甲 国 立 公 園 費	152,760	153,564	△804	
3 有 料 公 園 等 管 理 費	2,581,373	2,271,150	310,223	
4 動 物 園 費	964,647	693,924	270,723	
5 公 園 緑 地 整 備 費	7,922,598	5,823,881	2,098,717	
1 公 園 整 備 費	6,924,469	5,118,085	1,806,384	

(単位 千円)

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
	2 みどりの聖域 推 進 費	823,238	540,623	282,615	
	3 緑化推進費	174,891	165,173	9,718	
	6 河川砂防費	2,177,764	2,774,222	△596,458	
	1 河川管理費	274,850	119,107	155,743	
	2 河川改修費	1,278,829	1,226,890	51,939	
	3 治山砂防費	624,085	1,428,225	△804,140	
14	災 害 復 旧 費	1	1	-	
	1 災 害 復 旧 費	1	1	-	
	1 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1	1	-	
	合 計	48,819,288	48,810,206	9,082	

4. 歳出予算の説明

(9款) 土木費

(1項) 土木総務費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
9 土 木 費	48,819,287	48,810,205	9,082	7,413,838	19,743,000	8,675,746	12,986,703
1 土 木 総 務 費	5,985,380	5,856,889	128,491	2,500	-	66,431	5,916,449
1 職 員 費	5,682,429	5,534,929	147,500	-	-	-	5,682,429
2 土 木 総 務 費	208,456	230,471	△22,015	-	-	38,450	170,006
3 防 災 安 全 対 策 費	94,495	91,489	3,006	2,500	-	27,981	64,014

本項の内容は、つぎのとおりである。

<u>(1目) 職 員 費</u>	<u>5,682,429千円</u>	
建設局職員(下水道事業関係職員を除く)の給料及び諸手当等		5,682,429千円
<u>(2目) 土 木 総 務 費</u>	<u>208,456千円</u>	
一般事務		103,753千円
土木積算事務等		75,503千円
職員技術研修所		29,200千円
<u>(3目) 防 災 安 全 対 策 費</u>	<u>94,495千円</u>	
防災事務等		21,186千円
水防情報システム運営等		47,580千円
広報紙KOBED防災特別号の発行		19,329千円
危険がけ応急対策助成		6,400千円

(2項) 道路橋梁費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
9 土 木 費							
2 道 路 橋 梁 費	3,514,121	7,509,846	△3,995,725	-	977,000	4,711,500	△2,174,379
1 道 路 橋 梁 費	2,523,685	6,447,973	△3,924,288	-	839,000	4,710,076	△3,025,391
2 街 灯 費	973,617	1,042,745	△69,128	-	138,000	-	835,617
3 私 道 対 策 費	16,819	19,128	△2,309	-	-	1,424	15,395

本項の内容は、つぎのとおりである。

(1目) 道路橋梁費

2,523,685千円

放置自転車対策	967,587千円
道路パトロール等道路管理	216,752千円
道路占用事務等	89,471千円
道路台帳の整備	42,786千円
休日・夜間緊急連絡センター運営	67,382千円
建設事務所の新設	1,135,707千円
庁舎整備	4,000千円

(2目) 街灯費

973,617千円

街灯の維持管理	834,143千円
私道の街灯助成金	47,202千円
照明灯柱の更新	92,272千円

(3目) 私道対策費

16,819千円

私道舗装等に対する助成金	16,819千円
--------------	----------

(3項) 道路橋梁整備費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
9 土 木 費							
3 道路橋梁整備費	22,197,264	20,502,761	1,694,503	4,989,407	12,851,000	704,985	3,651,872
1 調 査 費	15,960	75,164	△59,204	-	-	-	15,960
2 広 域 幹 線 道 路 対 策 費	1,066	731,146	△730,080	-	-	-	1,066
3 道 路 改 良 費	10,598,236	8,621,911	1,976,325	2,787,927	7,216,000	518,146	76,163
4 道 路 補 修 費	4,334,787	4,123,080	211,707	-	1,631,000	48,299	2,655,488
5 橋 梁 整 備 費	2,935,328	2,928,490	6,838	798,080	1,637,000	22,540	477,708
6 交 通 安 全 施 設 費	2,956,113	2,506,570	449,543	863,230	1,745,000	2,000	345,883
7 受 託 工 事 費	12,740	11,830	910	-	-	14,000	△1,260
8 街 路 事 業 費	1,343,034	1,504,570	△161,536	540,170	622,000	100,000	80,864

本項の内容は、つぎのとおりである。

(1目) 調 査 費

15,960千円

将来道路網計画調査

15,960千円

(2目) 広域幹線道路対策費

1,066千円

大阪湾岸道路西伸部 関連事業等

1,066千円

(3目) 道 路 改 良 費

10,598,236千円

国道改良(国道428号等)

2,243,000千円

県道改良(神戸三木線等)

336,290千円

市道改良(平野第5号線等)

340,906千円

無電柱化(長田楠日尾線等)

565,000千円

道路防災対策(神戸箕谷線等)

1,582,040千円

トンネル対策(鉄拐山トンネル)

100,000千円

直轄国道事業(大阪湾岸道路西伸部・神戸西バイパス・43号・175号)の工事費負担金等

3,664,000千円

都心・三宮再整備関連(三宮駐車場地下通路のリニューアル等)

1,527,000千円

外部委託等

240,000千円

<u>(4目) 道路補修費</u>	<u>4,334,787千円</u>	
道路の維持補修		1,819,206千円
防護柵・歩道橋・トンネル・地下道等の道路施設の改築・補修		231,072千円
側溝の整備		881,952千円
道路美化・高温常態化対策		969,426千円
道路施設整備		354,834千円
DXの推進による道路舗装等の効率的な維持管理		8,580千円
新都市整備事業で整備した道路の移管		69,717千円
<u>(5目) 橋梁整備費</u>	<u>2,935,328千円</u>	
橋梁整備等(駒栄橋等)		2,796,328千円
神戸新交通三宮駅の美装化		139,000千円
<u>(6目) 交通安全施設費</u>	<u>2,956,113千円</u>	
交差点改良		42,000千円
道路標識の整備		70,200千円
あんしん歩道整備(歩道段差・波打ち解消)		234,600千円
セーフティロード整備等		107,000千円
駅周辺整備		1,895,338千円
歩道・自転車歩行者道の整備		62,000千円
自転車の利活用促進及び駐輪対策		544,975千円
<u>(7目) 受託工事費</u>	<u>12,740千円</u>	
道路掘削跡の復旧工事及びその他の受託道路工事		12,740千円
<u>(8目) 街路事業費</u>	<u>1,343,034千円</u>	
須磨多聞線		757,000千円
垂水妙法寺線外1線		99,500千円
有野藤原線		84,800千円
高羽線		80,000千円
神戸三田線(唐櫃)		142,800千円
塩屋多井畑線		45,500千円
岩岡神出線ほか		133,434千円

(4項) 公園緑地費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
9 土 木 費							
4 公園緑地費	7,022,160	6,342,606	679,554	175,389	311,000	2,206,450	4,329,321
1 公園街路樹費	3,323,380	3,223,968	99,412	24,000	20,000	565,788	2,713,592
2 六甲国立公園費	152,760	153,564	△804	6,389	3,000	22,296	121,075
3 有料公園等 管理費	2,581,373	2,271,150	310,223	145,000	130,000	968,255	1,338,118
4 動物園費	964,647	693,924	270,723	-	158,000	650,111	156,536

本項の内容は、つぎのとおりである。

(1目) 公園街路樹費

3,323,380千円

公園灯LED化ESCO事業	97,695千円
公園の維持管理	1,822,435千円
街路樹・分離帯の維持管理	1,178,275千円
福祉就労促進	119,562千円
公園駐車場の管理	20,993千円
高温常態化対策	75,400千円
夏休み体育館施設無料開放	920千円
コベカツの公園施設利用	8,100千円

(2目) 六甲国立公園費

152,760千円

自然公園施設、登山道、再度公園等の維持管理	152,760千円
-----------------------	-----------

(3目) 有料公園等管理費

2,581,373千円

相楽園の管理運営	41,030千円
神戸総合運動公園の管理運営	520,538千円
しあわせの村の管理運営	538,004千円
布引公園の管理運営	301,552千円
離宮公園の管理運営	162,633千円
森林植物園の管理運営	151,710千円
北神戸田園スポーツ公園の管理運営	116,300千円
御崎公園スタジアムの管理運営	699,833千円
須磨海浜公園の管理運営	46,399千円
指定管理者モニタリング	3,374千円

(4目) 動物園費

964,647千円

動物園の維持管理

722,647千円

王子動物園のリニューアル

242,000千円

(5項) 公園緑地整備費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
9 土 木 費							
5 公園緑地整備費	7,922,598	5,823,881	2,098,717	1,955,855	4,043,000	966,605	957,138
1 公園整備費	6,924,469	5,118,085	1,806,384	1,718,216	3,939,000	773,325	493,928
2 みどりの聖域 推進費	823,238	540,623	282,615	227,139	97,000	168,015	331,084
3 緑化推進費	174,891	165,173	9,718	10,500	7,000	25,265	132,126

本項の内容は、つぎのとおりである。

(1目) 公園整備費

6,924,469千円

都市公園施設整備等	2,777,737千円
国営明石海峡公園の整備にかかる負担金	35,007千円
公園再整備などの実施設計・調査等	3,780,725千円
公園事業基金の造成	331,000千円

(2目) みどりの聖域推進費

823,238千円

森林・里山の再生	482,478千円
六甲山・摩耶山等の活性化	125,000千円
六甲山森林整備の推進	1,750千円
市民参加の森づくりなどの緑地の市民協働	9,000千円
六甲山森林リフレッシュなどの市有林の育成	25,410千円
緑地保全事業	5,000千円
摩耶ケーブル・ロープウェー(まやビューライン)運行等支援	174,600千円

(3目) 緑化推進費

174,891千円

花のまち神戸の推進(市民花壇、ハミング広場等)	18,206千円
緑地助成(市民公園、市民の木・森等)	28,230千円
公民連携の緑花事業(花のプロムナード、スポンサー花壇等)、草花栽培	94,655千円
都心部の緑化推進	33,800千円

(6項) 河川砂防費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
9 土 木 費							
6 河 川 砂 防 費	2,177,764	2,774,222	△596,458	290,687	1,561,000	19,775	306,302
1 河 川 管 理 費	274,850	119,107	155,743	-	92,000	13,775	169,075
2 河 川 改 修 費	1,278,829	1,226,890	51,939	218,500	977,000	-	83,329
3 治 山 砂 防 費	624,085	1,428,225	△804,140	72,187	492,000	6,000	53,898

本項の内容は、つぎのとおりである。

(1目) 河川管理費

274,850千円

河川、調整池及び水路の補修、浚渫、草刈等	109,345千円
河川関連施設維持管理	6,047千円
河川愛護運動等	2,224千円
河川モニタリングカメラシステム維持管理等	7,774千円
都市局から移管された調整池の維持管理	149,460千円

(2目) 河川改修費

1,278,829千円

都市基盤河川改修	432,029千円
準用河川等改修	245,900千円
準用河川等点検維持	553,900千円
淡河町の親水空間整備	47,000千円

(3目) 治山砂防費

624,085千円

市有林内山腹崩壊対策	278,000千円
砂防関連施設調査改修	110,600千円
急傾斜地崩壊対策事業負担金・調査	112,700千円
土砂災害ソフト対策	5,125千円
県単独補助治山事業	60,000千円
盛土対策	57,660千円

(14款) 災害復旧費

(1項) 災害復旧費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
14 災 害 復 旧 費	1	1	-	-	-	-	1
1 災 害 復 旧 費	1	1	-	-	-	-	1
1 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1	1	-	-	-	-	1

本項の内容は、つぎのとおりである。

(1目) 土木施設災害復旧費

1千円

土木施設災害復旧

1千円

5. 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額	備 考
令和8年度神戸市道路公社債務保証	令和18年度まで	3,199,000	
建設事務所の新設	令和9年度まで	1,070,000	
令和8年度道路照明灯LED化事業	令和22年度まで	920,000	
令和8年度道路改良	令和10年度まで	4,022,000	
令和8年度橋梁整備	令和10年度まで	2,235,000	
令和8年度交通安全施設整備	令和10年度まで	919,000	
令和8年度街路築造	令和10年度まで	900,000	
令和8年度街路樹管理	令和12年度まで	912,000	
令和8年度有料公園等管理	令和10年度まで	400,000	
令和8年度動物園事業	令和9年度まで	4,000	
令和8年度公園整備	令和10年度まで	3,205,000	
令和9年度指定管理 (東遊園地・磯上公園)	令和24年度まで	1,334,000	
令和8年度緑化推進	令和11年度まで	29,000	
令和8年度河川改修	令和9年度まで	184,000	
令和8年度市有林内山崩壊対策	令和9年度まで	245,000	

(参考)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	買 戻 し 期 限	備 考
令和8年度 公共用地取得事業(都市整備等基金)	1,674,375	令和13年度	

IV 駐 車 場 事 業 費

IV 駐 車 場 事 業 費

1. 歳入歳出予算一覧表

(単位 千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 事業収入		617,468	1 駐車場事業費		617,469
	1 使用料及 手数料	16,567		1 運 営 費	617,469
	2 諸 収 入	600,901			
2 繰越金		1			
合 計		617,469	合 計		617,469

2. 歳入予算の説明

(単位 千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 事業収入	617,468	1,108,719	△ 491,251	
1 使用料及手数料	16,567	947,590	△ 931,023	
1 使用料	16,567	947,590	△ 931,023	市営駐車場使用料
2 諸収入	600,901	161,129	439,772	
1 雑入	59,919	161,129	△ 101,210	複合施設管理負担金等
2 納付金	540,982	0	540,982	指定管理者納付金
2 繰越金	1	1	-	
1 繰越金	1	1	-	
1 繰越金	1	1	-	
合 計	617,469	1,108,720	△ 491,251	

3. 歳出予算一覧表

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 駐 車 場 事 業 費	617,469	1,108,720	△491,251	
1 運 営 費	617,469	1,108,720	△491,251	
1 運 営 費	617,469	1,108,720	△491,251	駐車場管理運営費等
合 計	617,469	1,108,720	△491,251	

4. 歳出予算の説明

(1款) 駐車場事業費

(1項) 運営費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
1 駐車場事業費	617,469	1,108,720	△491,251	-	-	617,469	-
1 運営費	617,469	1,108,720	△491,251	-	-	617,469	-
1 運営費	617,469	1,108,720	△491,251	-	-	617,469	-

本項の内容は、つぎのとおりである。

(1目) 運営費

617,469千円

三宮、花隈、湊川公園、新長田、長田北町、鈴蘭台、細田、新長田駅前、舞子駅前、和田岬駅前、神戸駅南
荒田公園、各駐車場の管理運営

617,469千円

5. 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額	備 考
駐車場照明LED化	令和13年度まで	48,000	
駐車場電気設備更新	令和9年度まで	87,000	

V 下水道事業会計

V 下水道事業会計

予算第13号議案

令和8年度神戸市下水道事業会計予算

1. 予算の概要

(1) 総則

第1条 令和8年度神戸市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(2) 業務の予定量

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理量

公共下水処理量	1日平均	477,778立方メートル
農業集落排水処理量	1日平均	3,211立方メートル

(2) 汚水中継及び雨水排除

汚水中継量	1日平均	68,770立方メートル
雨水排除量	年間	9,788,018立方メートル

(3) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。

(3) 収益的収入及び支出

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	公共下水道事業収益	34,944,449千円
第1項	営業収益	24,951,761千円
第2項	営業外収益	9,992,688千円
第2款	農業集落排水事業収益	936,378千円
第1項	営業収益	112,502千円
第2項	営業外収益	823,876千円
	計	35,880,827千円

支 出

第1款	公共下水道事業費	35,921,728千円
第1項	営業費用	33,374,979千円
第2項	営業外費用	2,526,114千円
第3項	特別損失	20,635千円
第2款	農業集落排水事業費	963,028千円
第1項	営業費用	912,871千円
第2項	営業外費用	50,122千円
第3項	特別損失	35千円
第3款	予備費	30,000千円
第1項	予備費	30,000千円
	計	36,914,756千円

(4) 資本的収入及び支出

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額17,987,347千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	公共下水道資本的収入	19,585,334千円
第1項	企業債	11,359,000千円
第2項	国庫支出金	7,597,052千円
第3項	他会計繰入金	187,252千円
第4項	財産収入	165,880千円
第5項	雑収入	276,150千円
第2款	農業集落排水資本的収入	962,584千円
第1項	企業債	190,000千円
第2項	県支出金	111,000千円
第3項	他会計繰入金	658,204千円
第4項	雑収入	3,380千円
	計	20,547,918千円

支 出

第1款	公共下水道資本的支出	37,518,630千円
第1項	建設改良費	28,181,433千円
第2項	基金造成費	2,065,880千円
第3項	企業債等償還金	7,271,317千円

第2款	農業集落排水資本的支出	986,635千円
第1項	建設改良費	357,171千円
第2項	企業債等償還金	629,464千円
第3款	予備費	30,000千円
第1項	予備費	30,000千円
	計	38,535,265千円

(5) 債務負担行為

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
処理場運営 (令和8年度)	令和8～11年度	651,656千円
ポンプ場運営 (令和8年度)	令和8～9年度	22,485千円
管渠維持管理 (令和8年度)	令和8～10年度	54,800千円
付帯事業運営 (令和8年度)	令和8～9年度	1,613千円
農業集落排水処理施設等運営 (令和8年度)	令和8～9年度	254,000千円
汚水幹枝線布設 (令和8年度)	令和8～10年度	4,809,795千円
雨水幹枝線布設 (令和8年度)	令和8～9年度	820,000千円
処理場建設 (令和8年度)	令和8～11年度	1,166,932千円
ポンプ場建設 (令和8年度)	令和8～15年度	692,910千円
処理施設等整備 (令和8年度)	令和8～14年度	6,092,772千円
流域下水道 (令和8年度)	令和8～37年度	10,000千円
農業集落排水処理施設等整備 (令和8年度)	令和8～9年度	26,798千円

(6) 企業債

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的及び限度額	下水道建設事業	11,549,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	

償還の方法 借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

(7) 一時借入金

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(8) 予定支出の各項の経費の金額の流用

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(9) 他会計からの補助金

第9条 収益的支出及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,279,607千円である。

(10) たな卸資産購入限度額

第10条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

令和8年2月17日提出

神戸市長 久 元 喜 造

第 1 表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要	
処理場建設	千円 4,240,958	東灘処理場 西部処理場 垂水処理場 ポートアイランド処理場	土木設備工事 土木建築工事 場内整備 土木建築機械電気工事
ポンプ場建設	1,447,580	魚崎ポンプ場 本庄ポンプ場 深江大橋ポンプ場 宇治川ポンプ場	土木工事 検討業務 電気工事 設計業務
汚水幹枝線布設	9,760,781	東灘処理区 中央処理区 垂水処理区 玉津処理区 武庫川上流処理区 計	5,446m 8,033m 5,153m 1,404m 631m 20,667m
雨水幹枝線布設	2,518,150	東灘排水区 中部排水区 西部排水区 武庫川排水区 計	360m 5,000m 2,645m 2,500m 10,505m
流域下水道	318,700	武庫川上流建設負担金 加古川上流建設負担金	
処理施設等整備	10,252,435	処理場及びポンプ場の施設改良 建設改良部門職員の給料、職員手当等	
合計	28,538,604		

(予算第13号議案)

〔下水道事業会計〕
2. 令和8年度神戸市下水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	予 定 額	備 考	
1 公共下水道事業収益	1 営業収益		34,944,449		
			24,951,761		
		1 下水道使用料	21,098,690	一般汚水、浴場汚水及び共用汚水の下水道使用料	
		2 他会計負担金	6,398	下水道使用料の減免等の負担金	
		3 雨水処理補助金	3,845,673	雨水処理に充当する一般会計からの補助金	
		4 受託工事収益	1,000	下水道工事の受託による収入	
	2 営業外収益			9,992,688	
		1 受取利息及配当金	129,233	預金利子	
		2 他会計補助金	388,212	一般会計からの補助金	
		3 長期前受金	8,807,000	減価償却等に対応する長期前受金の収益化	
2 農業集落排水事業収益	1 営業収益		936,378		
			112,502		
	1 農業集落排水処理施設使用料	112,502	農業集落排水処理施設の使用料		
	2 営業外収益			823,876	
		1 他会計補助金	193,868	一般会計からの補助金	
		2 長期前受金	630,006	減価償却等に対応する長期前受金の収益化	
		3 雑収益	2	用地使用料等	
合 計			35,880,827		

支 出

款	項	目	予 定 額	備 考
1 公共下水道事業費	1 営業費用		35,921,728	
			33,374,979	
		1 管 渠 費	585,236	汚水及び雨水管渠の維持管理費
		2 処 理 場 費	5,973,825	東灘処理場等の維持管理費
		3 ポ ン プ 場 費	296,815	本庄ポンプ場等の維持管理費
		4 受 託 工 事 費	1,000	下水道工事の受託工事費
		5 業 務 費	2,806,481	下水道使用料徴収費、広報活動費、一般管理費、流域下水道維持管理負担金、貸倒引当金等
		6 総 係 費	2,360,786	維持管理部門職員の給料、職員手当等
	2 営業外費用	7 減 価 償 却 費	21,300,836	固定資産減価償却費
		8 資 産 減 耗 費	50,000	固定資産除却費
			2,526,114	
		1 支払利息及企業債 取 扱 諸 費	2,002,720	企業債等の支払利息及び諸手数料
		2 消 費 税	500,000	消費税及び地方消費税納付額
		3 雑 支 出	23,394	営業外の諸費用
		3 特別損失	20,635	
2 農業集落排水事業費	1 営業費用	1 過年度損益修正損	9,635	下水道使用料の過年度分還付等
		2 その他特別損失	11,000	固定資産除却費等
		963,028		
	1 営業費用		912,871	
		1 処 理 場 費	234,926	農業集落排水処理施設の維持管理費
		2 業 務 費	11,543	農業集落排水処理施設使用料徴収費、一般管理費等
		3 総 係 費	36,396	維持管理部門職員の給料、職員手当等
	2 営業外費用	4 減 価 償 却 費	630,006	固定資産減価償却費
			50,122	
		1 支払利息及企業債 取 扱 諸 費	40,330	企業債等の支払利息及び諸手数料
3 特別損失	2 消 費 税	9,792	消費税及び地方消費税納付額	
		35		
3 予 備 費	1 過年度損益修正損	35	農業集落排水処理施設使用料の過年度分還付等	
	1 予 備 費	30,000		
		30,000		
1 予 備 費	30,000			
合計			36,914,756	

給与費内訳
職員数251人（短時間勤務職員54人を含む）の報酬82,466千円、給料870,108千円、手当等1,081,594千円、法定福利費349,909千円を計上

資本的収入及び支出

収 入

款	項	目	予 定 額	備 考
1 公 共 下 水 道 資 本 的 収 入			千円	
			19,585,334	
	1 企 業 債		11,359,000	
		1 下 水 道 事 業 公 債	11,359,000	建設改良費に充当する企業債
	2 国 庫 支 出 金		7,597,052	
		1 下 水 道 事 業 費 金 補 助 金	7,597,052	建設改良費に充当する国庫補助金
	3 他 会 計 繰 入 金		187,252	
		1 一 般 会 計 繰 入 金	187,252	企業債元金償還金等に充当する一般会計からの繰入金
	4 財 産 収 入		165,880	
		1 基 金 収 入	165,880	下水道事業基金運用益
2 農 業 集 落 排 水 資 本 的 収 入	5 雑 収 入		276,150	
		1 工 事 負 担 金	275,150	建設改良費に充当する工事負担金
		2 雑 収 入	1,000	建設改良費に充当する諸収入
			962,584	
	1 企 業 債		190,000	
		1 農 業 集 落 排 水 事 業 債 公	190,000	建設改良費に充当する企業債
	2 県 支 出 金		111,000	
		1 農 業 集 落 排 水 事 業 費 金 補 助 金	111,000	建設改良費に充当する県補助金
	3 他 会 計 繰 入 金		658,204	
		1 一 般 会 計 繰 入 金	658,204	企業債元金償還金等に充当する一般会計からの繰入金
	4 雑 収 入	3,380		
	1 工 事 負 担 金	3,380	建設改良費に充当する工事負担金	
合 計			20,547,918	

支 出

款	項	目	予 定 額	備 考	
1 公 共 下 水 道 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費	1 処 理 場 建 設 費	4,240,958	東灘等4処理場	
		2 ポ ン プ 場 建 設 費	1,447,580	魚崎等4ポンプ場	
		3 汚 水 幹 枝 線 布 設 費	9,760,781	東灘等5処理区	
		4 雨 水 幹 枝 線 布 設 費	2,518,150	東灘等4排水区	
		5 流 域 下 水 道 事 業 費	318,700	武庫川上流及び加古川上流流域下水道建設負担金	
		6 処 理 施 設 等 整 備 費	9,895,264	下水道施設改良費及び建設部門職員の給料、職員手当等	
	2 基 金 造 成 費	1 基 金 造 成 費	2,065,880	下水道事業基金造成費	
		3 企 業 債 等 償 還 金	7,271,317		
	2 農 業 集 落 排 水 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費	1 企 業 債 償 還 金	7,271,317	企業債元金償還金
			1 建 設 改 良 費	357,171	
1 処 理 施 設 等 整 備 費		357,171	農業集落排水処理施設改良費及び建設部門職員の給料、職員手当等		
2 企 業 債 等 償 還 金	1 企 業 債 償 還 金	629,464	企業債元金償還金		
	1 予 備 費	30,000			
3 予 備 費	1 予 備 費	30,000			
合 計		1 予 備 費	30,000		
			38,535,265		

給与費内訳

職員数113人（短時間勤務職員10人を含む）の報酬20,100千円、給料439,423千円、手当等520,636千円、法定福利費165,366千円を計上

3. 令和8年度神戸市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー		2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損失	△ 1,726,555	固定資産の取得	△ 28,568,604
減価償却費	21,930,842	国庫補助金	7,597,052
資産減耗費（現金支出を除く）	50,000	県支出金	111,000
貸倒引当金の増減額	8,711	一般会計繰入金	152,941
退職給付引当金の増減額	27,472	工事負担金	278,530
賞与引当金の増減額	5,810	雑収入	1,000
長期前受金戻入額	△ 9,437,006	基金造成費	△ 2,065,880
受取利息及び受取配当金	△ 129,233	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 22,493,961
支払利息	2,043,050		
基金運用による収入	165,880	3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
未収金・破産更生債権等の増減額	1,099,845	建設改良費等の財源に充てる企業債収入	11,549,000
未払金増減額	△ 3,979,943	建設改良費等の財源に充てた企業債償還	△ 7,900,781
たな卸資産の増減額	41	一般会計繰入金	692,515
消費税資本的収支調整額	1,750,350	財務活動によるキャッシュ・フロー	4,340,734
小計	11,809,264		
利息及び配当金の受取額	129,233	資金増加額	△ 8,257,780
利息の支払額	△ 2,043,050	資金期首残高	24,590,140
業務活動によるキャッシュ・フロー	9,895,447	資金期末残高	16,332,360

4. 令和8年度神戸市下水道事業会計予定貸借対照表

(令和9年3月31日)

(単位：千円)

		資 産 の 部		
1	固 定 資 産			
(1)	有 形 固 定 資 産			
	イ 土 地		56,502,030	
	ロ 建 物	66,183,032		
	減価償却累計額	<u>△ 32,505,830</u>	33,677,202	
	ハ 建 物 付 属 設 備	16,005,921		
	減価償却累計額	<u>△ 9,085,008</u>	6,920,913	
	ニ 構 築 物	907,218,464		
	減価償却累計額	<u>△ 495,366,592</u>	411,851,872	
	ホ 機 械 及 装 置	204,229,907		
	減価償却累計額	<u>△ 154,199,991</u>	50,029,916	
	ヘ 車 両 運 搬 具	166,157		
	減価償却累計額	<u>△ 142,750</u>	23,407	
	ト 工 具 器 具 及 備 品	2,669,191		
	減価償却累計額	<u>△ 2,359,089</u>	310,102	
	チ 建 設 仮 勘 定		<u>57,719,384</u>	
	有 形 固 定 資 産 合 計			617,034,826
(2)	無 形 固 定 資 産			
	イ 施 設 利 用 権		1,929,460	
	ロ 地 上 権		290	
	ハ 電 話 加 入 権		<u>6,844</u>	
	無 形 固 定 資 産 合 計			1,936,594
(3)	投 資 其 他 の 資 産			
	イ 基 金		10,599,241	
	ロ そ の 他 の 投 資		141,242	
	ハ 破 産 更 生 債 権 等		42,372	
	貸 倒 引 当 金		<u>△ 42,372</u>	
	投 資 其 他 の 資 産 合 計			<u>10,740,483</u>
	固 定 資 産 合 計			629,711,903
2	流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金		16,332,360	
(2)	未 収 金		6,285,191	
(3)	貯 蔵 品		6,157	
(4)	前 払 費 用		<u>1,324</u>	
	流 動 資 産 合 計			<u>22,625,032</u>
	資 産 合 計			<u><u>652,336,935</u></u>

		負債の部	
3	固定負債		
(1)	企業債		151,403,940
(2)	引当金		
	イ 退職給付引当金	2,404,049	
	引当金合計		2,404,049
(3)	その他固定負債		184,077
	固定負債合計		153,992,066
4	流動負債		
(1)	企業債		7,956,052
(2)	未払金		13,762,986
(3)	預り金		18,787
(4)	引当金		
	イ 賞与引当金	274,776	
	引当金合計		274,776
	流動負債合計		22,012,601
5	繰延収益		
	長期前受金		547,626,316
	収益化累計額		△ 338,671,580
	繰延収益合計		208,954,736
	負債合計		384,959,403
資本の部			
6	資本金		118,260,551
7	剰余金		
(1)	資本剰余金		
	イ 国県補助金	48,534,878	
	ロ 他会計繰入金	267,065	
	ハ 工事負担金	71,144,422	
	ニ 受贈財産評価額	1,070,321	
	ホ その他資本剰余金	24,128,335	
	資本剰余金合計		145,145,021
(2)	利益剰余金		
	イ 建設改良積立金	3,852,944	
	ロ 当年度未処分利益剰余金	119,016	
	利益剰余金合計		3,971,960
	剰余金合計		149,116,981
	資本合計		267,377,532
	負債資本合計		652,336,935

注 記

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 個別法による原価法によっている。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

- ・減価償却の方法 定額法による
- ・主な耐用年数

建物	45年～50年	建物付属設備	8年～15年
構築物	50年	機械及装置	10年～20年
車両運搬具	5年	工具器具及備品	5年～15年

(2) 無形固定資産

- ・減価償却の方法 定額法による

3 重要なリース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

4 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。なお、下水道事業会計が負担すると見込まれる金額については一括で費用処理し、一般会計が負担すると見込まれる金額にかかる会計基準変更時の差異（221,666千円）については、平成26年度から職員の退職までの平均残余勤務年数内（14年）で、均等額を費用処理している。

(2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4ヵ月分）を計上している。

(3) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、破産更生債権等について、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

II 予定貸借対照表等に関する注記

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表上に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は32,651,736千円である。

III セグメント情報に関する注記

1 セグメントの概要

神戸市下水道事業では、公共下水道事業、農業集落排水事業を報告セグメントとしている。なお、報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおり。

セグメント区分	事業の内容
公共下水道事業	主として市街地における、汚水処理及び雨水排除
農業集落排水事業	農業集落地域における、し尿・生活雑排水等の処理

2 報告セグメントごとの営業収益等 (単位：千円)

	公共下水道事業	農業集落排水事業	合計
営業収益	23,033,607	102,275	23,135,882
営業費用	32,505,135	890,742	33,395,877
営業損益	△9,471,528	△788,467	△10,259,995
経常損益	△1,660,407	△17,357	△1,677,764
セグメント資産	638,530,706	13,806,229	652,336,935
セグメント負債	371,475,084	13,484,319	384,959,403
その他項目			
特別損益	△18,759	△32	△18,791
減価償却費	21,300,836	630,006	21,930,842
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	4,381,413	△301,311	4,080,102

IV リース契約により使用する固定資産に関する注記

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料

1年内 3,248千円 1年超 1,496千円 計 4,744千円

V その他の注記

1 退職給付引当金の取崩し

当事業年度において、退職手当338,304千円を支給するため、退職給付引当金338,304千円を使用する。

5. 令和7年度神戸市下水道事業会計予定損益計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

I 公共下水道事業			
1 営業収益			
(1) 下水道使用料	19,148,834		
(2) 他会計負担金	6,137		
(3) 雨水処理補助金	3,797,084		
(4) 受託工事収益	909	22,952,964	
2 営業費用			
(1) 管路費	470,044		
(2) 処理場費	4,682,778		
(3) ポンプ場費	251,230		
(4) 受託工事費	909		
(5) 業務費	2,416,999		
(6) 総係費	2,438,499		
(7) 減価償却費	21,284,313		
(8) 資産減耗費	50,000	31,594,772	
公共下水道事業営業損失			8,641,808
3 営業外収益			
(1) 受取利息及配当金	23,000		
(2) 他会計補助金	491,942		
(3) 長期前受金戻入	8,798,000		
(4) 雑収益	600,354	9,913,296	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及企業債取扱諸費	1,878,435		
(2) 雑支出	109,508	1,987,943	7,925,353
公共下水道事業経常損失			716,455
5 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	8,867		
(2) その他特別損失	62,288	71,155	△ 71,155
当年度公共下水道事業純損失			787,610

II 農業集落排水事業			
1 營業收益			
(1) 農業集落排水処理施設使用料	102,994	102,994	
2 營業費用			
(1) 処理場費	201,166		
(2) 業務費	12,777		
(3) 総係費	34,369		
(4) 減価償却費	732,063	980,375	
農業集落排水事業營業損失			877,381
3 營業外収益			
(1) 他會計補助金	187,705		
(2) 長期前受金戻入	732,063	919,768	
4 營業外費用			
(1) 支払利息及企業債取扱諸費	47,202		
(2) 雑支出	11,276	58,478	861,290
農業集落排水事業經常損失			16,091
5 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	32	32	△ 32
当年度農業集落排水事業純損失			16,123
III 予備費	30,000	30,000	△ 30,000
当年度純損失			833,733
前年度繰越利益剰余金			2,679,304
当年度未処分利益剰余金			<u>1,845,571</u>

6. 令和7年度神戸市下水道事業会計予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位：千円)

		資 産 の 部		
1	固 定 資 産			
(1)	有 形 固 定 資 産			
	イ 土 地		56,502,030	
	ロ 建 物	65,937,577		
	減価償却累計額	<u>△ 31,128,552</u>		
	ハ 建 物 付 属 設 備	14,691,692	34,809,025	
	減価償却累計額	<u>△ 8,618,729</u>		
	ニ 構 築 物	899,455,810	6,072,963	
	減価償却累計額	<u>△ 479,617,305</u>		
	ホ 機 械 及 装 置	201,331,497	419,838,505	
	減価償却累計額	<u>△ 150,020,635</u>		
	ヘ 車 両 運 搬 具	166,157	51,310,862	
	減価償却累計額	<u>△ 137,178</u>		
	ト 工 具 器 具 及 備 品	2,669,191	28,979	
	減価償却累計額	<u>△ 2,346,716</u>		
	チ 建 設 仮 勘 定		44,224,371	
	有 形 固 定 資 産 合 計			613,109,210
(2)	無 形 固 定 資 産			
	イ 施 設 利 用 権		1,774,806	
	ロ 地 上 権		458	
	ハ 電 話 加 入 権		<u>6,844</u>	
	無 形 固 定 資 産 合 計			1,782,108
(3)	投 資 其 他 の 資 産			
	イ 基 金		8,533,361	
	ロ そ の 他 の 投 資		141,242	
	ハ 破 産 更 生 債 権 等		33,661	
	貸 倒 引 当 金		<u>△ 33,661</u>	
	投 資 其 他 の 資 産 合 計			8,674,603
	固 定 資 産 合 計			623,565,921
2	流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金		24,590,140	
(2)	未 収 金		7,393,747	
(3)	貯 蔵 品		6,198	
(4)	前 払 費 用		<u>1,324</u>	
	流 動 資 産 合 計			31,991,409
	資 産 合 計			<u>655,557,330</u>

		負債の部	
3	固定負債		
(1)	企業債	147,810,993	
(2)	引当金		
	イ 退職給付引当金	2,376,576	
	引当金合計	<u>2,376,576</u>	
(3)	その他固定負債	184,077	
	固定負債合計	<u>184,077</u>	150,371,646
4	流動負債		
(1)	企業債	7,900,780	
(2)	未払金	17,742,929	
(3)	預り金	18,787	
(4)	引当金		
	イ 賞与引当金	268,966	
	引当金合計	<u>268,966</u>	
	流動負債合計	<u>268,966</u>	25,931,462
5	繰延収益		
	長期前受金	539,571,498	
	収益化累計額	<u>△ 329,252,420</u>	
	繰延収益合計		<u>210,319,078</u>
	負債合計		<u>386,622,186</u>
		資本の部	
6	資本金		118,260,551
7	剰余金		
(1)	資本剰余金		
	イ 国県補助金	48,534,878	
	ロ 他会計繰入金	264,911	
	ハ 工事負担金	71,144,422	
	ニ 受贈財産評価額	1,070,321	
	ホ その他資本剰余金	23,961,546	
	資本剰余金合計	<u>23,961,546</u>	144,976,078
(2)	利益剰余金		
	イ 建設改良積立金	3,852,944	
	ロ 当年度未処分利益剰余金	<u>1,845,571</u>	
	利益剰余金合計	<u>5,698,515</u>	
	剰余金合計		<u>150,674,593</u>
	資本合計		<u>268,935,144</u>
	負債資本合計		<u>655,557,330</u>

注 記

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 個別法による原価法によっている。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

- ・減価償却の方法 定額法による
- ・主な耐用年数

建物	45年～50年	建物付属設備	8年～15年
構築物	50年	機械及装置	10年～20年
車両運搬具	5年	工具器具及備品	5年～15年

(2) 無形固定資産

- ・減価償却の方法 定額法による

3 重要なリース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

4 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。なお、下水道事業会計が負担すると見込まれる金額については一括で費用処理し、一般会計が負担すると見込まれる金額にかかる会計基準変更時の差異（221,666千円）については、平成26年度から職員の退職までの平均残余勤務年数内（14年）で、均等額を費用処理している。

(2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4ヵ月分）を計上している。

(3) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、破産更生債権等について、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

II 予定貸借対照表等に関する注記

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表上に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は32,252,473千円である。

III セグメント情報に関する注記

1 セグメントの概要

神戸市下水道事業では、公共下水道事業、農業集落排水事業を報告セグメントとしている。なお、報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおり。

セグメント区分	事業の内容
公共下水道事業	主として市街地における、汚水処理及び雨水排除
農業集落排水事業	農業集落地域における、し尿・生活雑排水等の処理

2 報告セグメントごとの営業収益等 (単位：千円)

	公共下水道事業	農業集落排水事業	合計
営業収益	22,952,964	102,994	23,055,958
営業費用	31,594,772	980,375	32,575,147
営業損益	△8,641,808	△877,381	△9,519,189
経常損益	△716,455	△16,091	△732,546
セグメント資産	641,399,916	14,157,414	655,557,330
セグメント負債	372,804,071	13,818,115	386,622,186
その他項目			
特別損益	△71,155	△32	△71,187
減価償却費	21,284,313	732,063	22,016,376
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	12,780,437	△437,818	12,342,619

IV リース契約により使用する固定資産に関する注記

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料

1年内 5,462千円 1年超 4,744千円 計 10,206千円

V その他の注記

1 退職給付引当金の取崩し

当事業年度において、退職手当231,828千円を支給するため、退職給付引当金231,828千円を使用する。

VI 関 連 議 案

第 33 号議案

神戸市駐車場条例の一部を改正する条例の件

神戸市駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市駐車場条例の一部を改正する条例

神戸市駐車場条例（昭和42年 3 月条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表第3（第6条関係）					別表第3（第6条関係）				
名称	駐車料金		1日当たり の上限額	自動二輪車 (1日1 回)	名称	駐車料金		1日当たり の上限額	自動二輪車 (1日1 回)
	区分	駐車料金の単位と なる時間及び金額				区分	駐車料金の単位と なる時間及び金額		
[略]		[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
神戸市舞子駅前駐車場		[略]	2,000円	[略]	神戸市舞子駅前駐車場		[略]	810円	[略]
備考 [略]					備考 [略]				

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

新たに生じた課題に対応し、円滑な道路交通を確保するに当たり、条例を改正する必要があるため。

神戸市駐車場条例の一部を改正する条例の件

1. 趣 旨

神戸市舞子駅前駐車場の料金改正

令和 7 年度春から急激な駐車需要の増加により、慢性的な駐車場の満車状態が生じ、利用者および隣接商業施設から早急な改善を求められている。

このため、駐車需要の調整が必要であり、利用料金の上限額の改正を行う。

2. 内 容

神戸市舞子駅前駐車場の 1 日当たりの上限額を下表のとおり変更する。

改正後		改正前	
別表第 3（第 6 条関係）		別表第 3（第 6 条関係）	
名称	1 日当たりの上限額	名称	1 日当たりの上限額
神戸市舞子駅前駐車場	<u>2,000 円</u>	神戸市舞子駅前駐車場	<u>810 円</u>

3. 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

4. 参考

利用料金制度

- ・指定管理者は施設の使用に係る利用料金を収入として収受できる。
- ・料金は条例に規定する範囲内で、指定管理者が予め市長の承認を得て定める。

第 34 号議案

神戸市都市公園条例等の一部を改正する条例の件
神戸市都市公園条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市都市公園条例等の一部を改正する条例
(都市公園条例の一部改正)

第 1 条 神戸市都市公園条例(昭和33年 3 月条例第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(行為の制限)</p> <p>第 4 条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長(地方自治法(昭和22年法律第 67号)第244条の 2 第 3 項の規定による市長の指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。))にその管理を行わせている都市公園にあつては、指定管理者。以下この条、第 7 条、第 8 条第 1 項から第 3 項まで、第 14 条第 2 項第 2 号及び第 3 項並びに第 15 条</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第 4 条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長(地方自治法(昭和22年法律第 67号)第244条の 2 第 3 項の規定による市長の指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。))にその管理を行わせている都市公園にあつては、指定管理者。以下この条、第 7 条、第 8 条第 1 項から第 3 項まで、第 14 条第 2 項第 2 号及び第 3 項並びに第 15 条</p>

において同じ。)の許可を受けなければならぬ。

(1) 物品を販売若しくは頒布すること又は募金を行うこと。

(2) [略]

(3) 競技会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

(4) [略]

(5) 業として広告写真又は動画を撮影するために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

(6) 前号に掲げる場合を除くほか、業として写真（広告写真を含む。）又は動画を撮影すること（有料公園又は王子公園において撮影する場合に限る。）。

2～5 [略]

(行為の禁止)

第6条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項及び第3項並びに第4条第1項及び第3項の規定により許可をした行為については、この限りでない。

(1)～(6) [略]

(7) 指定された場所以外の場所へ車

において同じ。)の許可を受けなければならぬ。

(1) 行商、募金、出店その他これらに類する行為をすること。

(2) [略]

(3) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

(4) [略]

(5) 業として広告写真又は動画を撮影すること。

(6) 業として写真（広告写真を除く。）を撮影すること（有料公園又は王子公園において撮影する場合に限る。）。

2～5 [略]

(行為の禁止)

第6条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項及び第3項並びに第4条第1項及び第3項の規定により許可をした行為については、この限りでない。

(1)～(6) [略]

(7) 指定された場所以外の場所へ車

両を乗り入れ、又は留め置くこと。

(8) [略]

(9) 指定された場所以外の場所でたき火をすること。

(10) [略]

(利用の許可)

第8条 [略]

2 次の表に掲げる公園施設において
広告の表示をしようとする者は、第
6条の規定にかかわらず、市長の許
可を受けて、広告の表示をすること
ができる。

御崎公園球技場	御崎公園第2球技場
しあわせの森陸上競技場	しあわせの森球技場
しあわせの森テニスコート	北神戸田園スポーツ公園野球場
北神戸田園スポーツ公園体育館	北神戸田園スポーツ公園球技場
神戸総合運動公園野球場	神戸総合運動公園陸上競技場
神戸総合運動公園陸上補助競技場	神戸総合運動公園球技場
神戸総合運動公園第2球技場	神戸総合運動公園テニスコート
神戸総合運動公園体育館	神戸総合運動公園補助体育館
神戸総合運動公園野外ステージ	

3 [略]

馬を乗り入れ、又は留め置くこと。

(8) [略]

(9) [略]

(利用の許可)

第8条 [略]

2 次の表に掲げる公園施設において
広告の表示をしようとする者は、第
6条の規定にかかわらず、市長の許
可を受けて、広告の表示をすること
ができる。

王子公園陸上補助競技場	御崎公園球技場	御崎公園第2球技場	しあわせの森陸上競技場	しあわせの森球技場	しあわせの森テニスコート	北神戸田園スポーツ公園野球場	北神戸田園スポーツ公園体育館	北神戸田園スポーツ公園球技場	神戸総合運動公園野球場	神戸総合運動公園陸上競技場	神戸総合運動公園陸上補助競技場	神戸総合運動公園球技場	神戸総合運動公園第2球技場	神戸総合運動公園テニスコート	神戸総合運動公園体育館	神戸総合運動公園補助体育館	神戸総合運動公園野外ステージ
-------------	---------	-----------	-------------	-----------	--------------	----------------	----------------	----------------	-------------	---------------	-----------------	-------------	---------------	----------------	-------------	---------------	----------------

3 [略]

(使用料の額及び納付方法)

第14条 [略]

2 使用料の納付については、次に定めるところによる。

(1) 許可の期間が1年以内の場合においては、許可の際(有料公園又は有料公園施設の利用で許可を受けることを要しないものについては、当該利用の申込みの際)に納付しなければならない。ただし、コインロッカー、コインシャワー、洗濯機又は乾燥機について現金を投入することにより使用する場合は、現金を投入したことをもって納付したものとみなす。

(2) [略]

(3) 許可の期間が1年を超える場合においては、初年度分は許可の際に、次年度以降の分は当該年度の6月の末日までに納付しなければならない。ただし、許可の際、許可の期間中の使用料の全額を一括して納付する場合は、この限りでない。

(4) [略]

3、4 [略]

(使用料の額及び納付方法)

第14条 [略]

2 使用料の納付については、次に定めるところによる。

(1) 許可の期間が6月以内の場合においては、許可の際(有料公園又は有料公園施設の利用で許可を受けることを要しないものについては、当該利用の申込みの際)に納付しなければならない。ただし、コインロッカー、コインシャワー、洗濯機又は乾燥機について現金を投入することにより使用する場合は、現金を投入したことをもって納付したものとみなす。

(2) [略]

(3) 許可の期間が6月を超える場合においては、次に掲げる期間の区分により、初期の分は許可の際に、次期以降の分は当該各期の始めの月の末日までに納付しなければならない。ただし、許可の際、許可の期間中の使用料の全額を一括して納付する場合は、この限りでない。

第1期 4月から9月まで

第2期 10月から3月まで

(4) [略]

3、4 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
(1) 附属設備を除く有料公園施設			(1) 附属設備を除く有料公園施設		
都市公園名	有料公園施設		都市公園名	有料公園施設	
[略]	[略]		[略]	[略]	
王子公園	動物園	動物園ホール 駐車場	王子公園	陸上補助競技場	バレーボールコート 相撲場 動物園
[略]	[略]		[略]	動物園ホール	駐車場
[略]	[略]		[略]	[略]	
(2) 附属設備である有料公園施設			(2) 附属設備である有料公園施設		
都市公園名	有料公園施設		都市公園名	有料公園施設	
[略]	[略]		[略]	[略]	
王子公園	電源		王子公園	場内放送設備	テント 電源
[略]	[略]		[略]	[略]	
別表第2（第14条関係）			別表第2（第14条関係）		
(1) [略]			(1) [略]		
(2) 公園施設を管理する場合			(2) 公園施設を管理する場合		
都市公園名	公園施設名	使用料	都市公園名	公園施設名	使用料
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
諏訪山公園	レストハウス	[略]	諏訪山公園	レストハウス	[略]
	休憩所及び売店	1平方メートル1月につき 640円			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
離宮公園	[略]	[略]	離宮公園	[略]	[略]
須磨浦公園	[略]	[略]	須磨浦公園	観光ハウス	1平方メートル1月につき 250円
				[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
各都市公園共通	臨時売店	[略]	各都市公園共通	臨時売店	[略]
			通	園池	1平方メートル1月につき 12円

(3) [略]

(4) 条例第4条第1項第1号から第3号までに掲げる行為をする場合

区分	使用料
1 物品の販売若しくは頒布又は募金	[略]
2 興行及び競技会、展示会その他これらに類する催しの開催	[略]

(5) [略]

(6) 有料公園施設（附属設備を除く。）を利用する場合

種類	都市公園名	区分	独占利用							個人利用	団体利用
			午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日	時間利用		
[略]	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]
陸上競技場	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]
陸上補助競技場	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]
テニスコート	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]

(3) [略]

(4) 条例第4条第1項第1号から第3号までに掲げる行為をする場合

区分	使用料
1 行商、募金、出店その他これらに類する行為	[略]
2 興行及び競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しの開催	[略]

(5) [略]

(6) 有料公園施設（附属設備を除く。）を利用する場合

種類	都市公園名	区分	独占利用							個人利用	団体利用
			午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日	時間利用		
[略]	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]
陸上競技場	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]
陸上補助競技場	王子公園	土・日・祝				13,900円			1時間		
		その他				11,600円			1,950円		
		[略]	[略]	[略]							[略]
[略]	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]
テニスコート	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]
バレーボールコート	王子公園	土・日・祝							1面 1時間 700円		

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
-----	-----	-----	-----	-----	-----

(7) 附属設備である有料公園施設を利用する場合

附属設備の種類	都市公園名	使用料
[略]	[略]	[略]
場内放送設備	[略]	[略]
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
可動席	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

(8) [略]

備考 [略]

		その他						1面 1時間 600円		
相撲場	王子公園							1時間 500円		
[略]	[略]	[略]	[略]					[略]	[略]	

(7) 附属設備である有料公園施設を利用する場合

附属設備の種類	都市公園名	使用料
[略]	[略]	[略]
場内放送設備	王子公園	1台1回1日につき 1,500円
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
可動席	[略]	[略]
テント	王子公園	3平方メートル1回1日につき 600円
[略]	[略]	[略]

(8) [略]

備考 [略]

(都市公園条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 神戸市都市公園条例の一部を改正する条例(平成21年9月条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表第2第2号に若松公園の項を加える改正規定を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第8条第2項、別表第1第1号、第2号、別表第2第6号及び第7号の改正規定は、令和8年10月1日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

理 由

公園施設の追加や廃止等に当たり、条例を改正する必要があるため。

神戸市都市公園条例等の一部を改正する条例の件

1. 趣 旨

有料公園施設の廃止や管理許可の対象とする公園施設の追加と削除、及び手続きの簡素化や市民により分かりやすい条文にするための文言の改正に伴う条例改正を行う。

2. 内 容

(1) 第 4 条 行為の制限に関する手続き及び文言の改正

1、3号について、都市公園法の条文を参照した文言に改める。

5、6号について、広告写真と動画の撮影について、独占利用に限り手続きを必要とする旨に改める。

併せて、使用料を定める別表第 2 (4) の文言を改める。

	現行	改正案
1号	<u>行商</u> 、 <u>募金</u> 、 <u>出店</u>	<u>物品の販売若しくは頒布</u> 又は <u>募金</u> を行うこと
3号	<u>競技会</u> 、 <u>展示会</u> 、 <u>博覧会</u>	<u>競技会</u> 、 <u>展示会</u>
5号	広告写真又は動画を撮影すること	広告写真又は動画を撮影するために <u>都市公園の全部又は一部を独占して利用すること</u>
6号	写真(広告写真を除く。)を撮影すること(有料公園又は王子公園に限る。)	写真(広告写真を含む。)又は <u>動画</u> を撮影すること(有料公園又は王子公園に限る。)

(2) 第 6 条 行為の禁止の文言の改正

7、9号について、都市公園法施行令の条文を参照した文言に改める。

	現行	改正案
7号	<u>車馬</u> 乗り入れ禁止	<u>車両</u> 乗り入れ禁止
9号(新規)	-	指定された場所以外の場所でたき火をすること

(3) 第 14 条第 2 項第 3 号 設置・管理許可等に関する規定の改正

許可期間が 1 年を超える案件について、使用料の納付を 6 ヶ月毎から 1 年毎に改める。

これに伴い、納付の期間設定等を下表のとおり改める。

	現行	改正案
期間設定	2 期 (4 月～9 月、10 月～3 月)	1 期 (4 月～3 月 (年度))
納付期限	始めの月の末日	6 月末

(4) 別表第 1 (1) 附属設備を除く有料公園施設の一部削除

王子公園再整備事業により、王子公園の「陸上補助競技場」、「バレーボールコート」、「相撲場」の施設が廃止になるため削除する。

併せて、同施設について、その使用料を定める別表第 2 (6) から削除する。

(5) 別表第 1 (2) 附属設備である有料公園施設の一部削除

王子公園再整備事業により廃止となる陸上補助競技場の附属設備である王子公園の「場内放送設備」「テント」を削除する。

併せて、同施設について、その使用料を定める別表第 2 (7) から削除する。

(6) 別表第 2 (2) 管理許可の対象とする公園施設の追加と削除

諏訪山公園に休憩所及び売店を新設する。

また、管理許可の予定がない公園施設を削除する。

	現行	改正案
公園施設の追加	-	諏訪山公園の休憩所及び売店 使用料 640 円/m ² /月
公園施設の削除	若松公園の広場 ※未施行 須磨浦公園の観光ハウス 各都市公園共通の園池	- - -

3. 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、王子公園の陸上補助競技場、バレーボールコート、相撲場については、令和 8 年 10 月 1 日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

第 35 号議案

神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例

神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（平成 5 年 3 月条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(費用の徴収) 第 51 条 [略] 2 [略] 3 <u>市長は、化石燃料を除く動植物に由来する有機物である資源のうち、下水汚泥の処理において好適な産業廃棄物（以下「バイオマス」という。）を東灘処理場に搬入する者から費用</u>	(費用の徴収) 第 51 条 [略] 2 [略]

としてそのバイオマス1立方メートルごとに880円の範囲内において規則で定める額を徴収する。

(徴収の方法)

第51条の2 市長は、市長の指定する廃棄物処理施設へ土砂又はがれき類を搬入する者に対し、その搬入の都度計量し、前条第1項及び第2項に規定するところにより算出した費用を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、市長の指定する産業廃棄物処理施設へ土砂又はがれき類を1月以上継続して搬入する者に対し、その搬入した土砂又はがれき類の量を月単位で合計し、前条第1項及び第2項に規定するところにより算出した費用を当該月の翌月の末日を納期限として徴収することができる。

3 市長は、東灘処理場へバイオマスを搬入する者に対し、汚泥処理施設での受入量を計量し、年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。)で合計した受入量について、前条第3項に規定するところにより算出した費用を当該年度における最終受入日の翌月の末日を納期限として徴収する。

(徴収の方法)

第51条の2 市長は、市長の指定する廃棄物処理施設へ土砂又はがれき類を搬入する者に対し、その搬入の都度計量し、前条に規定するところにより算出した費用を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、市長の指定する産業廃棄物処理施設へ土砂又はがれき類を1月以上継続して搬入する者に対し、その搬入した土砂又はがれき類の量を月単位で合計し、前条に規定するところにより算出した費用を当該月の翌月の末日を納期限として徴収することができる。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、市町村が行う産業廃棄物の処分に要する費用を徴収するに当たり、条例を改正する必要があるため。

神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の 一部を改正する条例の件

1. 趣 旨

令和 8 年 4 月より下水処理場（東灘処理場）において、下水汚泥の処理に好適な動植物に由来する産業廃棄物であるバイオマスの受入事業を開始するにあたって、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 13 条第 2 項」に基づき、バイオマス搬入者から徴収する費用を定めるもの。

2. 内 容

(1) 徴収する費用

バイオマスを受け入れる際の金額について、1 立方メートルごとに 880 円の範囲内において規則で定める額を徴収する旨を追加する。

(2) 徴収方法

東灘処理場へバイオマスを搬入する者に対し、汚泥処理施設での受入量を計量し、年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。）で合計した受入量について徴収を行う旨を追加する。

3. 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

VII 報 告

【報告】公益財団法人神戸市公園緑化協会における駐車場料金改定について

1. 改定理由

長年、駐車場料金価格を据え置きとしてきたが、駐車場料金システムやキャッシュレス対応機器の導入等による利用者サービスの向上と併せて、周辺民間等駐車場料金との均衡を図るため、駐車場料金を改定する。

2. 改定内容（案）

（1） 須磨離宮公園、森林植物園

	現行料金	改定(案)
普通自動車	500 円/日（通年）	【通常期】 700 円/日 【繁忙期】 900 円/日
バス	2,000 円/日	2,800 円/日

※繁忙期…須磨離宮公園は5月の土日祝、森林植物園は6月と11月の土日祝

※須磨離宮公園の二輪車 100 円/日は据置（森林植物園は無料）

（2） 神戸総合運動公園

	駐車場	現行料金	改定(案)
駐車場料金	P3（駅東）を除く駐車場	500 円/日	700 円/日
	P3（駅東）	200 円/時 平日上限 800 円	200 円/時 平日上限 1,200 円
定期券	パーク&ライド定期券	6,300 円/1 か月 17,850 円/3 か月	7,900 円/1 か月 22,520 円/3 か月
	平日定期券	8,400 円/1 か月 23,940 円/3 か月	10,600 円/1 か月 30,210 円/3 か月

※バス料金（2,000 円/日）は据置

（3） 一般公園（運動施設併設）

公園	現行料金	改定(案)
瀬戸公園、住吉公園 大和公園、名谷公園 本多聞南公園、高塚公園	最初の1時間 200 円 後 100 円/時	最初の1時間 300 円 後 100 円/時
大倉山公園	最初の1時間 300 円 後 200 円/時	最初の1時間 400 円 後 200 円/時
魚崎浜公園	200 円/時 1 日上限 400 円	200 円/時 1 日上限 500 円

※須磨浦公園、垂水健康公園、井吹台谷口公園は料金据置

3. 改定日

令和8年4月1日